

## 第1章 申請手続き及び方法

### 第1節 製造所等の設置又は変更許可申請

#### 1 設置許可又は変更許可の申請対象

製造所等の設置又は変更許可申請は、次の区分によること。

##### (1) 設置許可申請の対象となるもの

ア 製造所等を設置しようとするとき。

イ 製造所等（移動タンク貯蔵所を除く。）を移転（一部の重なりもなく、全く別の場所に位置変更するものに限る。）しようとするとき。

ただし、同一敷地内において屋外タンク貯蔵所を移転しようとするときは、変更許可申請とする。（S. 52. 10. 12 消防危第149号通知）

その際、経過措置にて、新法の技術上の基準に適合しないものについて従前の例でよいとなっている基準の内、移転により状況が変更になったものについては、現行法に適合させる必要があること。

ウ 製造所等の区分（製造所並びに危令第2条及び第3条に規定する区分をいう。以下同じ。）を変更（危令第3条第2号イ及びロ間の変更を除く。）しようとするとき。

（S. 52. 12. 19 消防危第182号通知参考）

エ 技術上の基準が適用される箇所をすべて撤去し、新たに設置しようとするとき。

##### (2) 変更許可申請の対象となるもの

ア 製造所等の位置、構造又は設備を変更（(1)を除く。）しようとするとき。ただし、製造所等における軽微な変更工事に該当するものを除く。（資料編「製造所等における変更工事の取扱い」参照）

イ 火災等の事故により製造所等の構造又は設備の一部を破損したものを修復しようとする場合で部分修理によって復旧するもの。（S. 37. 4. 6 自消丙予発第44号通知）

ただし、原形を留めていると判断できるものについては「補修」又は「取替」に伴う手続きとする。

ウ 製造所等の区分を変更（危令第3条第2号イ及びロ間の変更を除く。）せずに製造所等の細区分（危令第2条及び第3条に規定されている区分をさらに細かく分類した区分（特定屋内貯蔵所、高引火点平屋建屋内貯蔵所等）をいう。以下同じ。）又は危令第3条第2号イ及びロ間を変更しようとするとき。なお、当該変更であっても、製造所等の用途が基本的に変更される場合は設置許可とする。（S. 52. 12. 19 消防危第182号通知参考）

エ 危険物の種類、数量を変更することにより、位置、構造又は設備の技術上の基準が変更される場合。（S. 52. 12. 19 消防危第182号通知）

ただし、数量が減少することで、保有空地が減少する、避雷設備が不要となる又は警報設備が不要となる等、現在の施設の状況で当該変更後の基準に適合することが明

らかな場合は許可を要さない。

なお、任意で設置されていたものを、変更後の基準に適合させるために義務設置とする場合も、変更許可を要する。

オ 屋外タンク貯蔵所のタンク本体のみを建替える場合で、建替後の屋外貯蔵タンクの直径（横型のタンクにあつては、縦及び横の長さをいう。）及び高さが、それぞれ建替前の直径及び高さ以下であるとき。（H. 11. 6. 15 消防危第58号通知参考）

カ 簡易タンク貯蔵所又は屋外貯蔵所の向きを変え、区画を変更し、又は位置をずらす等その設置場所で位置、区画を変更しようとするとき。

キ 移動タンク貯蔵所の常置場所を変更しようとするとき。ただし、同一敷地内における常置場所の変更（変更後が屋外になる場所変更又は同一建築物内の場所変更に限る。）に対する手続きは、「姫路市危険物の規制に関する規則（平成17年規則第27号）」第21条の規定による危険物製造所等変更届（以下、「変更届」という。）とする。

ク 移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクを積載する車両又は移動貯蔵タンクを交換しようとするとき。

ただし、交換タンクコンテナが、IMDGコードに適合するものであり、かつ、車両及び交換タンクコンテナの緊結装置に適合性がある場合は、交換タンクコンテナの追加に対する手続きは変更届とする。

ケ 地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所の配管等は残し、タンクのみを取り替える場合。（H. 10. 10. 13 消防危第90号）

## 2 申請の方法

製造所等の設置又は変更許可申請は、次に掲げる方法によること。

なお、品名、数量、倍数及び形態等により申請者が製造所等の細区分を選択できるものであること。

また、間仕切りの無い一の貯蔵タンクに貯蔵する危険物は1種類とすべきであるが、同一の類であり、かつ混触により危険な反応を起こさない複数の危険物について一の貯蔵タンクに切り替えて貯蔵する場合、位置、構造及び設備は貯蔵する全ての危険物について適合するものであること、危険物の切り替えに伴いコンタミなどの事故が発生しないよう適正に管理すること、並びに掲示板及び移動タンク貯蔵所の表示設備には現在貯蔵している危険物の品名、化学名又は通称名（一般名）を記載することにより認められる。

### (1) 製造所

一工程又は一棟ごとに危令第9条第1項第20号のタンク（以下、「20号タンク」という。）、配管その他の付属設備等を含めて申請すること。

### (2) 屋内貯蔵所

ア 屋内貯蔵所の単位ごとに申請すること。

イ 荷積み待ち等により危険物を収納したタンクコンテナを一定の場所に相当期間とどめる場合については、仮貯蔵承認申請によることもできるものであり、仮貯蔵承認申請とするか、又は屋内貯蔵所の許可申請とするかについては申請者の選択によることができるものであること。(H. 10. 3. 27 消防危第36号通知)

なお、タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵承認申請については、第1章第5節「3 タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵承認申請」によること。

(3) 屋外タンク貯蔵所

ア 屋外タンク貯蔵所の単位ごとに申請すること。

なお、共用の防油堤、注入口、ポンプ設備等に係る変更許可申請については(13)によること。

イ タンク本体の溶接工事の手続きについては、資料編「屋外タンク貯蔵所等の溶接部検査・水張検査一覧表」によること。

(4) 屋内タンク貯蔵所

屋内タンク貯蔵所の単位ごとに申請すること。

(5) 地下タンク貯蔵所

地下タンク貯蔵所の単位ごとに申請すること。

(6) 簡易タンク貯蔵所

簡易タンク貯蔵所の単位ごとに申請すること。

(7) 移動タンク貯蔵所 (H. 9. 3. 26 消防危第33 号通知 (H14. 2. 26 消防危第28号一部改正) )

ア 移動タンク貯蔵所の許可は、移動貯蔵タンクを固定する一の車両毎に行うこと。この場合において被けん引車のけん引車は一の車両に限られるものでなく、複数の車両をもって許可できるものであり、また、けん引車の新設及び廃止(増設又は減少)についての手続きは、変更届とする。

イ 常置場所の変更に伴う変更許可申請

(ア) 移動タンク貯蔵所の常置場所の位置の変更は、変更許可申請を要し、当該申請は、変更後の常置場所を管轄する市町村長等に行うこと。ただし、同一敷地内の常置場所の位置の変更(変更後が屋外になる場所変更又は同一建築物内の場所変更に限る。)についての手続きは、変更届とする。

(イ) 常置場所の位置の変更に際し、変更後の常置場所を管轄する市町村長等が変更前と異なる場合(以下「行政庁の異なる常置場所の変更」という。)には、変更許可申請を行うにあたって、変更前の許可書、これに添付されていた申請図書(常置場所に係る図書を除く。)、タンク検査済証及び完成検査済証のそれぞれの写しを添付すること。なお、当該申請書に変更前の許可書(原本)、タンク検査済証(正)及び完成検査済証(原本)を添付することができるものであり、この場合には、当該申請書を許

可書に添付し申請者に交付すること。

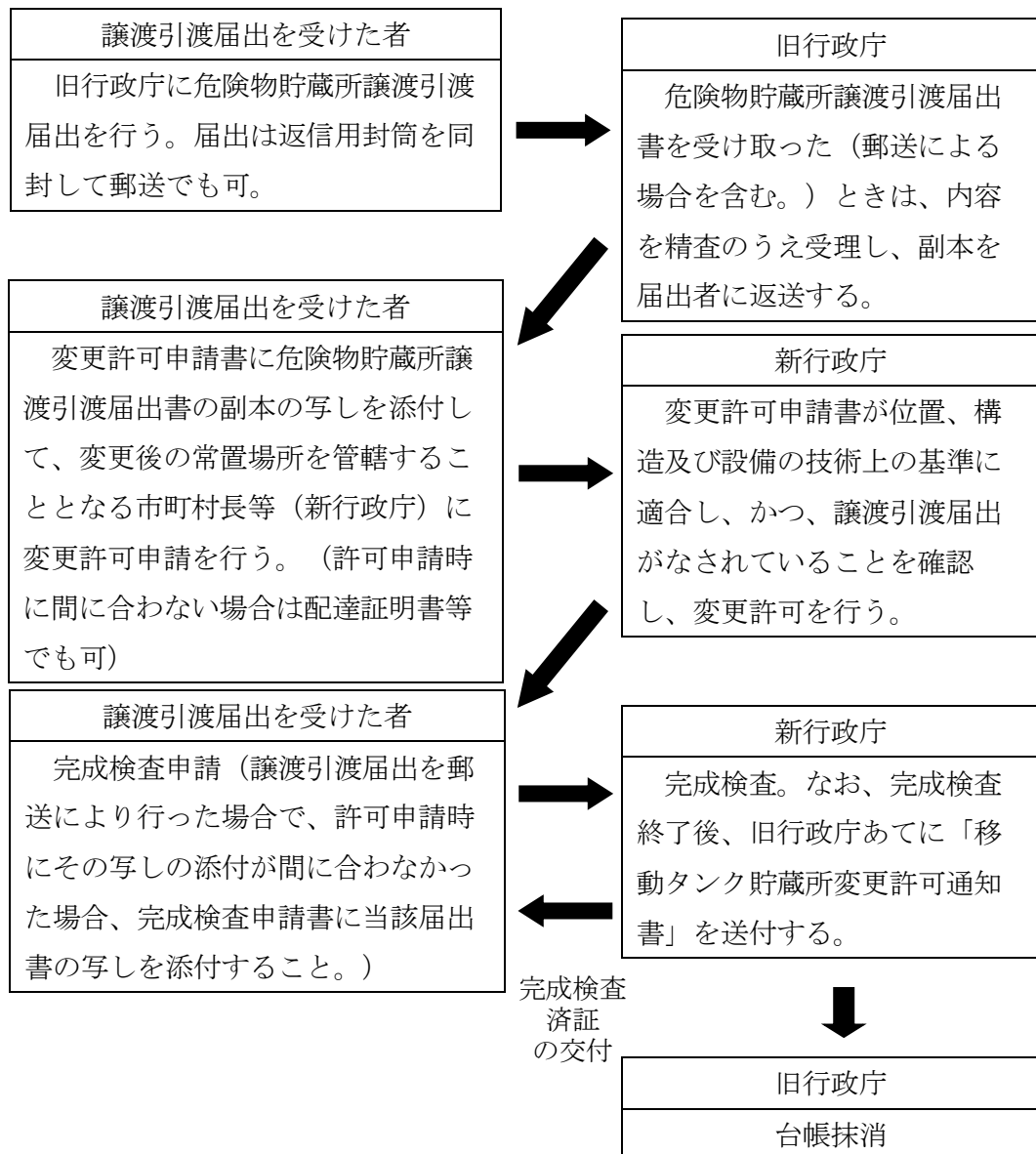
また、完成検査済証の記載事項に変更のある場合は、その経緯を示す届出書類（例えば、危険物貯蔵所品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書、軽微な変更の届出書等）の写しを添付すること。

ウ 行政庁の異なる常置場所の変更時に係る譲渡引渡届出に係る手続等

次の(ア)、(イ)のいずれかの方法により行い、行政庁の異なる常置場所の変更に伴う行政機関相互の連絡は(ウ)によること。

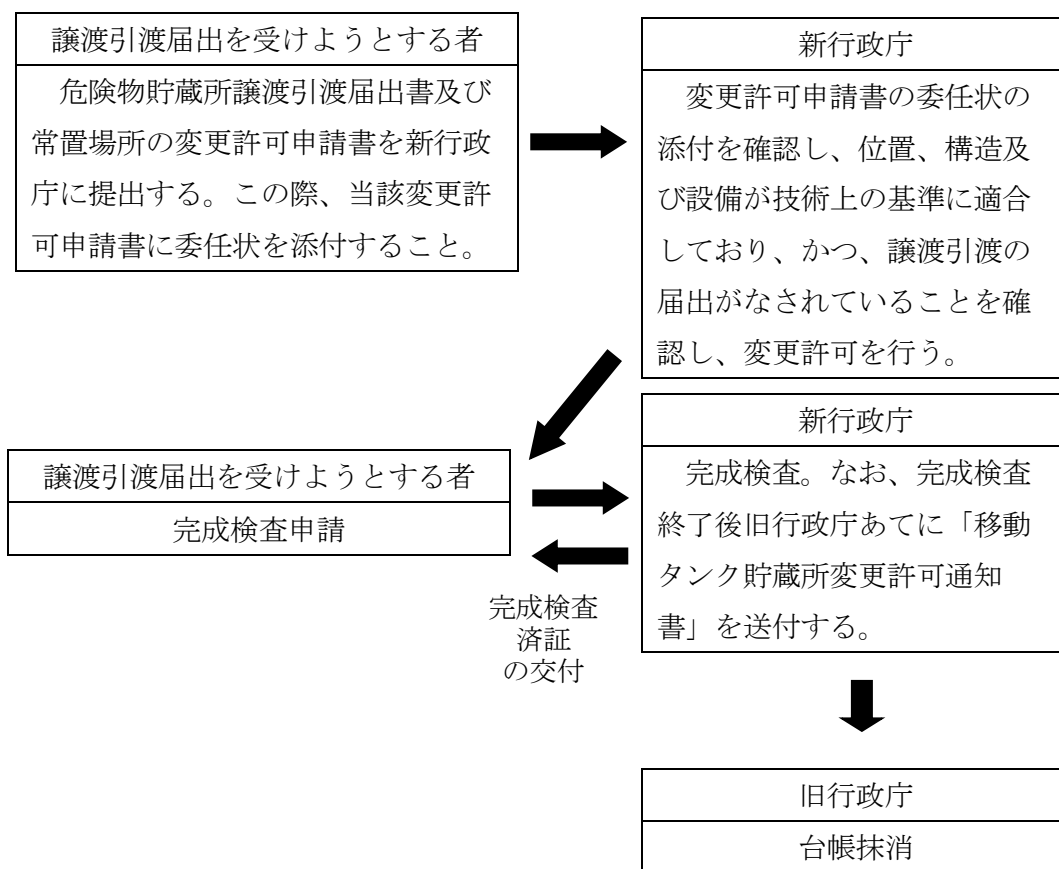
(ア) 変更前の常置場所を管轄する市町村長等に譲渡引渡届出を行う場合

- a 行政庁の異なる常置場所の変更と移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡を同時に行う場合は、原則として譲渡引渡届出を変更前の常置場所を管轄する市町村長等（以下「旧行政庁」という。）に対し先行して行うこと。この場合、譲渡引渡届出は、譲渡引渡届出書等に返信用封筒を同封して郵送により行うことができること。
- b 旧行政庁は、内容を精査のうえ受理し、速やかに譲渡引渡届出書を届出者に返すこと。なお、郵送等により譲渡引渡届出を受理したときは、当該届出書に同封された返信用封筒により届出者に郵送すること。
- c 当該移動タンク貯蔵所の変更後の常置場所を管轄することとなる市町村長等（以下「新行政庁」という。）は、移動タンク貯蔵所の譲受人又は引渡を受けた者から移動タンク貯蔵所の常置場所の位置に係る変更許可申請がなされたときは、当該移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備が危令第15条等に定める基準に適合していることを確認し、かつ、旧行政庁から返される譲渡引渡届出書により譲渡又は引渡の届出がなされていることを確認すること。ただし、当該届出をaの郵送により行った場合で旧行政庁から譲渡引渡届出書が返されていない場合は、配達証明等の確認によることができること。
- d 許可時に譲渡引渡届出の確認を配達証明等により行った場合において、許可を行った後、旧行政庁から譲渡又は引渡を受けた者に対しbにより譲渡引渡届出書の郵送があったときは、当該譲渡引渡届出書を改めて確認すること。



(イ) 新行政庁に譲渡引渡届出及び変更許可申請を同時に行う場合

許可申請書に譲渡又は引渡を行おうとする者が譲渡又は引渡を受ける者に対し変更許可に係る手続に関する権限を委任することを証する書面（委任状）を添付した場合に限り、移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡を受けようとする者は、直接新行政庁に対し常置場所の変更許可申請と譲渡引渡届出を同時に行うことができること。



(ウ) 行政機関相互の連絡

新行政庁が行政庁の異なる常置場所の変更に係る許可をした場合は、新行政庁から旧行政庁に対し、その旨を通知すること。この場合において、受取人に渡るまでの製造所等の設置又は変更許可申請間に、不正な改ざん等が行われていないことが確認できる場合は、ファクシミリ等簡易な方法により、行うことも可能であること。

なお、ファクシミリ等送付方法及び通知書の宛名については、通知先の行政庁と協議の上、決定すること。

文書による通知の様式は、別記様式1を参考にすること。

(エ) 譲渡引渡に伴う完成検査済証の交付

行政庁の異なる常置場所の変更に係る完成検査済証の交付については、(ア) c の配達証明等により譲渡引渡届出を確認している場合にあっては、(ア) d の譲渡引渡届出書が確認できた後でなければ行うことができないこと。

## 別記様式 1

## 移動タンク貯蔵所変更許可通知書

年 月 日

(旧行政庁危険物規制事務主管課) 殿

(新行政庁危険物規制事務主管課)

貴行政庁の設置（変更）許可に係る次表の第1欄に掲げる移動タンク貯蔵所について位置の変更許可申請書（及び譲渡引渡届出書）の提出があり、同表第2欄に掲げるとおり変更許可（及び当該届出書の受理）を行ったので通知します。

## 記

		第1欄	第2欄
許 可 行 政 庁			
設 置 者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
設置・変更許可 年月日（番号）			
完成検査年月日 （ 番 号 ）			
譲渡引渡届出書 受 理 年 月 日			
その他必要な事項			

- 注) 1 設置者の項の第2欄には、移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡と位置の変更が同時に行われるものである場合は、譲渡又は引渡を受けた者の住所及び氏名を記入すること。
- 2 この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(8) 屋外貯蔵所

ア 屋外貯蔵所の単位ごとに申請すること。

イ 荷積み待ち等により危険物を収納したタンクコンテナを一定の場所に相当期間とどめる場合については、仮貯蔵承認申請によることもできるものであり、仮貯蔵承認申請とするか、又は屋外貯蔵所の許可申請とするかについては申請者の選択によることができるものであること。（H10. 3. 27 消防危第36号通知）

なお、タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵承認申請については、第1章第5節「3タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵承認申請」によること。

(9) 給油取扱所

ア 給油取扱所の単位ごとに申請することとし、専用地下貯蔵タンク、簡易貯蔵タンク及び廃油の地下貯蔵タンク等を含めて申請すること。

イ 地下専用タンクを給油取扱所の敷地外へ設置する場合にあっても、給油取扱所に含めて申請すること。（S. 42. 10. 23 自消丙予発第88号通知）

(10) 販売取扱所

販売取扱所の単位ごとに申請すること。

(11) 移送取扱所

ア 一の移送取扱所ごとに、原則として送り出し側において申請すること。

イ 海上の受け入れ、払い出し設備（栈橋等）は、一の移送取扱所として申請すること。

(12) 一般取扱所

ア 危令第19条第2項の吹付塗装作業等を行う一般取扱所、洗浄の作業を行う一般取扱所、焼入れ又は放電加工を行う一般取扱所、ボイラー又はバーナーで危険物を消費する一般取扱所、車両に固定されたタンクに危険物を注入する一般取扱所、容器に危険物を詰め替える一般取扱所、危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置を設置する一般取扱所、切削油として危険物を用いた切削装置又は研削装置を設置する一般取扱所、危険物以外の物を加熱するため危険物を用いた熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所、危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所又はこれらに類する一般取扱所は、一の一般取扱所ごとに申請すること。

なお、危令第19条第1項の基準について危令第23条を適用し、同条第2項各号に掲げられた取扱形態のうち複数の取扱形態を有する一般取扱所を室内に設置する場合の運用については、「複数の取扱形態を有する一般取扱所に関する運用について」

（H. 10. 3. 16消防危第28号通知）によること。

イ 危則第28条の55の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。（H. 1. 3. 1 消防危第14号・消防特第34号通知）

ウ 危則第28条の55の2の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準



- 又は危令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。また、指定数量の倍数が10未満のものについては、危則第28条の55の2第2項又は第3項のいずれの特例基準を選択することも可能であること。
- エ 危則第28条の56の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。また、指定数量の倍数が10未満のものについては、危則第28条の56第2項又は第3項のいずれの特例基準を選択することも可能であること。(H.1.3.1 消防危第14号・消防特第34号通知)
- オ 危則第28条の57の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。また、指定数量の倍数が10未満のものについては、危則第28条の57第2項又は第3項のいずれの特例基準を選択することも可能であること。(H.1.3.1 消防危第14号・消防特第34号通知)
- カ 危則第28条の58の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。(H.1.3.1 消防危第14号・消防特第34号通知)
- キ 危則第28条の59の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。(H.1.3.1 消防危第14号・消防特第34号通知)
- ク 危則第28条の60の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるほか、危則第28条の60第2項又は第3項のいずれかの特例基準を選択することも可能であること。また、指定数量の倍数が30未満のものについては、危則第28条の60第2項若しくは第3項又は第4項のいずれの特例基準を選択することも可能であること。(H.1.3.1 消防危第14号・消防特第34号通知)
- ケ 危則第28条の60の2の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。また、指定数量の倍数が10未満のものについては、危則第28条の60の2第2項又は第3項のいずれの特例基準を選択することも可能であること。
- コ 危則第28条の60の3の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。
- サ 危則第28条の60の4の一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は危令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。また、指定数量の倍数が10未満のものについては、危則第28条

の60の4第2項又は第3項のいずれの特例基準を選択することも可能であること。

シ 高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱う一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、危令第19条第3項の規定による危則第28条の61及び第28条の62の特例基準又は危令第19条第1項の基準及び第2項の基準（危則第28条の58の一般取扱所に係る基準に限る。）のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。（H.1.3.1 消防危第14号・消防特第34号通知）

ス 階層住宅等（共同住宅、学校、ホテル等）燃料供給一般取扱所

資料編「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」によること。

セ 上記以外の一般取扱所

(ア) 製造所の例により申請すること。

(イ) 地下貯蔵タンクを設け、地上部分にポンプ設備を設けて容器等へ危険物の詰め替えをする場合で、地下貯蔵タンクが貯蔵を目的としたものであるときは、地下貯蔵タンクと直上のポンプ設備とは個別に地下タンク貯蔵所、一般取扱所として申請すること。

なお、1日の最大取扱量（詰め替え量）が、地下貯蔵タンクの容量未満である場合は、当該地下貯蔵タンクは貯蔵を目的としたものであるとみなす。

(13) 共用設備等について

複数の施設に共用されている設備等を変更（許可を要するものに限る。）する場合には、共用している複数の施設の中から、申請者が自由に一つ施設を選択し、当該施設の変更許可として申請すること（当該選択施設は、申請ごとに変更することができる。）。

ただし、申請する施設によって手数料が異なる場合は、手数料が一番高額となる施設の変更許可として申請することを原則とするが、共有している施設に移送取扱所が含まれる場合は移送取扱所の変更許可として申請すること。この場合において、共有する施設に移送取扱所が複数ある場合は、最大常用圧力が最も大きい移送取扱所で変更許可を申請すること。

また、選択された施設以外の施設については、すべて変更届を提出すること。

なお、当該共用施設の考え方は、次によること。

ア 基本的には変更設備等を共用している施設が該当するので、保有空地であれば当該空地を保有空地としているすべての施設、防油堤であれば当該防油堤内にあるすべての施設、自動火災報知設備の受信機であれば、当該受信機で受信している感知器が設置されているすべての施設が該当する。

イ 危険物設備等については、当該設備等に危険物を送液するすべての施設が該当する。

ウ 防油堤の変更であっても、防油堤の仕切堤については、分割される10,000kL以上のタンクである2施設のみを共用施設とする。このように、技術上の基準により設置された

設備等については、当該設備等が義務となっている施設のみが該当する。

エ ポンプ室及び囲いについては、ポンプ設備の共用施設と同一施設とする。このように、共用設備等に適用されている基準については、原則共用設備と同一の共用施設とする。ただし、屋外タンク貯蔵所の引火点21℃未満の危険物を取り扱うポンプ設備に適用される掲示板等、一部の施設に限定して適用される基準に基づいて設置されているものについては、当該基準が適用される施設のみを共用施設とする。

オ 危険物及び消火配管については、原則フロー上共用されている配管のみが共用配管となるが、当該共用されている配管からそれぞれの施設に枝分かれする配管の直近バルブまで（共用配管を流れる危険物又は消火配管が送液される箇所に限る。当該バルブを含む。）は、共用配管として取り扱う。

#### (14) 製造所等の危険物配管に係る規制要領

2以上の製造所等の相互間又は、製造所等と他の施設が配管で連結されている場合の危険物配管の附属範囲は、資料編「製造所等の危険物配管に係る規制要領」によるものとする。

### 3 書類の編さん

#### (1) 基本的事項（H. 9. 3. 26 消防危第 35 号通知）

設置（変更）許可申請の審査は、製造所等の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合していること並びに当該製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生防止に支障を及ぼすおそれがないことを確認するものであり、以下を踏まえ、申請書等の添付書類は、審査に当たって必要事項が確認できる最小限のものとする。

ア 大型製造プラント等で多数の機器、配管等が設置される施設にあつては、申請者との事前の協議を踏まえ、個別の記載ではなく、工程の概要を示す図（以下「フロー図」という。）等を活用したものとする。

イ 複数施設で共用する配管、消火設備、防油堤等は、代表タンク等の一の施設で申請するものとし、他の施設においては、それぞれの施設の付属とされる引き込み配管、放出口等について申請するものであること。

ウ 変更許可申請においては、変更に係る範囲又は設備の位置を記載した配置図及び変更に係る部分の図書を添付させるものとし、その他の図書の添付は要しないものであること。

エ 危令第 23 条の規定の適用を受ける設備については、申請者と添付図書について協議すること。

オ 許可申請書には工事中の安全対策に係る図書等の添付は要しないものであること。なお、仮使用のある場合は、第 1 章第 5 節「1 仮使用承認申請」により行うこと。

カ 特定屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所以外の製造所等の許可申請書については、工事計画書及び工事工程表の添付は要さないものであること。

## (2) 添付書類の内容 (H. 9. 3. 26 消防危第 35 号通知)

危則第 4 条第 2 項及び第 5 条第 2 項の位置、構造及び設備に関する図面並びに第 4 条第 3 項及び第 5 条第 3 項の添付書類の標準的な記載内容は次に示すとおりである。なお、審査に必要な事項は、製造所等の形態、規模、申請内容等により異なるため、製造所等の安全性等を確認できる場合は、これにかかわらず更に簡略化することができるものであること。

また、これらの書類は、設計又は施工のために作成したもの等を活用することでも差し支えないものであること。

## (3) 製造所等設置（変更）許可申請（共通）

ア 設置（変更）許可申請書

イ 構造設備明細書(付属タンク構造設備明細書を含む)

ウ 委任状

エ 危令第 23 条特例適用願出書

オ 危険物の取扱い概要の説明書

カ 危険物の性状表

キ 危険物の貯蔵、取扱い数量及び指定数量の倍数計算書

ク 事業所付近見取図

ケ 事業所全体配置図及び製造所等の周囲の状況図(危則第 4 条第 2 項第 1 号及び第 2 号並びに第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号関係)

※ 当該製造所等の位置、構内道路、主要な建築物その他の工作物等を記載した事業所の全体配置図及び当該製造所等の周囲の道路、周囲の建築物その他の工作物、高圧ガス施設等の保安物件、保有すべき空地等を記載した周囲の状況図

※ ただし、保安距離については、配置図にそれぞれの保安対象物件からの距離が規定値以上であることが明確な場合、その旨を記載することにより距離を図示しないことができること。(H. 9. 3. 26 消防危第 35 号通知)

※ 屋内給油取扱所にあつては、建築物内の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分の構造及び用途を含む

コ 製造所等施設の全体配置図(危則第 4 条第 2 項第 3 号及び第 5 条第 2 項第 3 号関係)

※ 当該製造所等を構成する建築物その他の工作物、設備、機器等の配置が記載されたもの

※ 製造所、一般取扱所にあつては、設備、機器等の一覧を示した「機器リスト」及び工程概要図（フローシート；設備、機器等の工程中の位置及び温度、圧力等を調整する制御機構等を記載したもの）を添付すること。

## (ア) 機器リスト(H13. 3. 29 消防危第 39 号通知)

消防法及び高圧ガス保安法又は労働安全衛生法の規制を受ける製造所等であつて、

製造所等の設置又は変更許可申請（以下「申請」という。）において、機器リストを必要とする場合は、各法の審査に支障のないこと及び各機器等の適用法規について確認できることを条件に、共通の様式として差し支えないこと。

(イ) フローシート(H13.3.29 消防危第39号通知)

消防法及び高圧ガス保安法又は労働安全衛生法の規制を受ける製造所等であって、申請において、フローシートを必要とする場合は、着色等により当該申請に係る部分の適用法規が確認できるようにすることにより、共通のフローシートを使用して差し支えないこと。

サ 危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物その他の工作物の概要図(危則第4条第2項第4号及び第5条第2項第4号関係)

※ 給油取扱所にあつては、事務所その他取扱所の業務を行うについて必要な建築物及びキャノピーの概要図及び附属設備図(4号)

(ア) 建築物(H.9.3.26 消防危第35号通知)

平面図(建築物等内の設備等の配置を示したもの。以下同じ。)、立面図(四面。以下同じ。))及び断面図(代表的な断面。以下同じ。)を添付すること。

a 主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根等)については、平面図等に構造等を記載すること。主要構造部を耐火構造とし、又は不燃材料で造る場合で国土交通大臣の認定品を使用するときは、現場施工によるものを除き、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付を要さないこと。

b 窓及び出入口については、平面図等に位置、寸法、構造等を記載すること。窓又は出入口の防火戸等で国土交通大臣の認定品を使用する場合は、認定番号を記載すれば、別途構造図の添付を要さないこと。

c 排水溝、ためます等については、平面図に位置及び寸法を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

(イ) 工作物(建築物に類似する架構等)、防火塀、隔壁等(H.9.3.26 消防危第35号通知)

工作物にあつては架構図(架構等の姿図)及び構造図を、防火塀、隔壁等にあつては位置を示した平面図及び構造図を添付すること。

シ 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの構造図(危則第4条第2項第4号及び第5条第2項第4号関係)

(ア) タンク、塔槽類、危険物取扱設備等(H.9.3.26 消防危第35号通知)

タンク、塔槽類、危険物取扱設備等(以下「タンク等」という。)については、構造図を添付すること。ただし、小規模な危険物取扱設備等については、配置図等に位置、材質等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないものであること。

なお、タンクの内容積の算定については危令第5条及び危則第3条の規定によるほ

か、資料編「タンクの内容積の計算方法について」を参考にすること。

a タンク等の支柱等については、上記の構造図に支柱等の構造等を記載することにより別途構造図の添付を要さないこと。

b 液面計等の附属設備については、上記の構造図に取付位置、材質等を記載することにより別途構造図の添付を要さないこと。

(イ) 計装機器等 (H. 9. 3. 26 消防危第 35 号通知)

計装機器等 (危険物の取扱いを計測又は制御するための機器をいう。以下同じ。) は、配置図等に位置、機能等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

なお、大型製造プラント等、多数の設備を設置する施設においては、フロー図等に計装機器等の概要を記載することによることができること。

ス 危険物設備機器図及び危険物設備機器附属設備図(危則第 4 条第 2 項第 4 号及び第 5 条第 2 項第 4 号関係)

(ア) 危険物取扱設備と関連のある非対象設備等 (H. 9. 3. 26 消防危第 35 号通知)

危険物取扱設備と関連のある (危険物の貯蔵又は取扱い上安全性に影響するものをいう。) 非対象設備及び危険範囲 (可燃性蒸気が漏れ又は滞留し、何らかの点火源により 爆発等のおそれのある範囲をいう。以下同じ。) にある危険物取扱設備と関連のない非対象設備は、配置図等に名称、防爆構造 (防爆対策を含む。) 等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

なお、大型製造プラント等で多数の設備を設置する施設においては、フロー図等に設備等の設置条件 (材質、防爆構造等) を記載することによることができる。

(イ) 危険物取扱設備と関連のない非対象設備 (H. 9. 3. 26 消防危第 35 号通知)

危険物取扱設備と関連のない (危険物の貯蔵又は取扱い上安全性に影響しないものをいう。) 非対象設備で危険範囲にないものは、配置図等に名称を記載することにより、別途構造図等の添付を要さないこと。

なお、大型製造プラント等、多数の設備を設置する施設においては、フロー図等に設備等の設置条件 (位置等) を記載することとすることができる。

セ 危険物配管図(危則第 4 条第 2 項第 4 号及び第 5 条第 2 項第 4 号関係)

※ 配管の敷設位置、敷設方法、材料、構造、耐火性等を示した配置図及び配管構造図をいう。

(ア) 地上配管 (H. 9. 3. 26 消防危第 35 号通知)

a 製造所及び一般取扱所の地上配管は、多数の配管を設置する施設の場合、フロー図等に、材質、口径等を記載することにより、配置図等の配管ルート等の記載を省略することができること。ただし、保有空地内に敷設する配管については、b の施設範囲外に敷設する地上配管の例によること。

- b 製造所及び一般取扱所以外の危険物施設並びに製造所等の施設範囲外に敷設する地上配管は、配管ルートを配置図等に記載すること。敷設断面、配管支持物（耐火措置を含む。以下同じ。）等については、一定箇所ごとの断面、構造等の状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

なお、大型製造プラント等においては、フロー図等に、設置に係る設計条件（保有空地、他の施設等の通過状況、構内道路の横断状況、配管支持物の状況等）を記載することにより、配管ルート等の記載を省略することができる。

(イ) 地下配管 (H. 9. 3. 26 消防危第 35 号通知)

配管ルートを配置図等に記載すること。敷設断面、腐食防止措置（電気防食措置の場合にあっては、位置及び構造）については、一定箇所ごとの断面、敷設状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。

※ その他 (H. 13. 3. 29 消防危第 39 号通知)

- a 配管図の添付は、審査にあたり具体的な必要性が認められる場合とすること。

必要と認められる例は以下のとおり。

- (a) 移送取扱所、屋外タンク貯蔵所及び屋内タンク貯蔵所
- (b) 耐火被覆を必要とする支持物に設置される部分
- (c) 壁・防油堤等を配管が貫通する部分
- (d) 配管内を流れる物質により、その配管の周囲の状況について確認する必要がある場合

- b 配管図は、配管等に関する基準等の適合状況について審査できる必要最小限の内容のものとする事ができる。

ソ 電気設備図 (危則第 4 条第 2 項第 5 号及び第 5 条第 2 項第 5 号関係)

※ 配線系統等及び主要な電気機械器具の概要を記載したもの

(ア) 危険範囲の電気設備

電気設備については、配置図等に位置、防爆構造記号等を記載することにより、別途構造図の添付を要さないこと。電気配線については、各配線系統のルート及び構造（施工方法等）を配置図等に記載すること。

(イ) 危険範囲外の電気設備

電気設備の記載は要さないこと。電気配線については、配置図等へ主電源等から危険範囲に至る主配線のルートのみを記載することとし、その他の電気配線のルートについては、記載を要さないこと。

タ 避雷設備図 (危則第 4 条第 2 項第 5 号及び第 5 条第 2 項第 5 号関係)

※ 接地導線の敷設状況等を記載したもの

チ 消火設備図 (危則第 4 条第 2 項第 5 号及び第 5 条第 2 項第 5 号関係)

※ 設置する位置を記載したもの

- ※ 第1種、第2種又は第3種消火設備を設置する場合にあつては、消火配管系統図及び消火設備構造図を添付すること。
- ツ 警報設備図(危則第4条第2項第5号及び第5条第2項第5号関係)
  - ※ 設置する位置を記載したもの
  - ※ 自動火災報知設備を設置する場合にあつては、設備系統図及び機器構造図を添付すること。
- テ 緊急時対策に係る機械器具その他の設備概要図(危則第4条第2項第6号及び第5条第2項第6号関係)
  - ※ 温度又は圧力の過上昇、流量の急激な変化、停電等による動力源の遮断、冷却水の不足等の異常状態の発生に対処するために設置される設備、装置等に関する系統又は構造を記載した図面
  - ※ シ(イ)計装機器等の例によること。
- ト 第1種、第2種又は第3種消火設備の設計書(危則第4条第3項第2号)、火災報知設備の設計書(危則第4条第3項第3号)
  - 設計書の計算書については、計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載した計算書とすることができること。
- ナ 構造計算書等
  - 計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載したものとすることができること。
- ニ 図面は必要に応じ兼用することができるものとするほか、機械器具その他の設備等の図面にあつては、製造業者等の発行するカタログ等をもって代えることができる。  
(S. 61. 12. 26 消防危第119号通知)
- (4) 屋内貯蔵所、屋外貯蔵所
  - 架台の設計図書及び計算書
- (5) 屋外タンク貯蔵所
  - ア タンク設置位置図
    - ※ 保安距離、敷地内距離、保有空地、タンク間距離、タンクと防油堤との距離、防油堤周囲道路幅員、
  - イ タンク構造図
  - ウ タンク付属設備図
    - ※ マンホール、ノズル類、ドレン、通気装置、回り階段、配管類、計器類(液面計、温度計)、加熱コイル(蒸気式、電熱式)、保温又は保冷材、攪拌機、バルブ、消火装置、静電気接地装置(アース)、散水装置、炭化水素回収装置、浮屋根タンクシール機構、雨水浸入防止措置、支柱耐火被覆、不活性ガス封入装置等
  - エ 防油堤構造図



平面図、断面図、配筋図、目地詳細図、配管貫通部補強図、水抜口開閉装置図

オ ポンプ関係

ポンプ設備図及び仕様書、ポンプ室構造図、ポンプ基礎図、床、囲い、油分離槽、流量計及びストレーナ図等

カ 配管系統図

受け入れ先及び払い出し先を明示し、当該屋外タンク貯蔵所の付属となる範囲を明示した系統図

キ タンク容量計算書

ク 防油堤容量計算書

ケ 圧力タンク強度検討書

コ 防油堤強度計算書

サ 耐震耐風圧検討書

(5-2) 特定、準特定屋外タンク貯蔵所

ア 工事計画書（特定屋外タンク貯蔵所に限る。）

（工事概要、施工条件、施工方法、施工管理方法、使用材料の品質等を記載したものの）

イ 工事工程表（特定屋外タンク貯蔵所に限る。）

ウ 基礎及び地盤の設計図書

(ア) 平面図（縮尺が 500 分の 1 以上のもの）

(イ) 断面図（縮尺が縦 100 分の 1 以上、横 500 分の 1 以上のもの）

(ウ) 詳細図（縮尺が 50 分の 1 以上のもの）

※ 危則第 20 条の 2 第 2 項第 2 号イに該当する地盤を除く

(エ) 計算書（設計条件、工法の選定理由、設計計算等を記載したもの）

エ タンク本体の設計図書

(ア) 平面図（縮尺が 300 分の 1 以上のもの）

(イ) 断面図（縮尺が 300 分の 1 以上のもの）

(ウ) 詳細図

(エ) 計算書（設計条件、強度及び安定計算等を記載したもの）

オ 基礎及び地盤に関する添付書類

(ア) 地質調査資料

（地盤概要、地盤断面図、土質柱状図、土質試験結果一覧表、地下水位に関する資料のほか危則第 20 条の 2 第 2 項第 2 号ハに該当する地盤にあつては当該地盤の改良方法に関する資料）

(イ) その他基礎及び地盤に関し必要な資料

（地盤が造成された際の工事の記録、特定屋外タンク貯蔵所を設置する地域の地盤

の沈下に関する記録、設置に係る特定屋外貯蔵タンクの近傍の既設工作物の地盤に関する資料等)

カ タンク本体に関する添付書類

(ア) 溶接部に関する説明書

(溶接施工方法確認試験要領書、母材及び溶接用材料の溶接特性に関する資料、溶接機器及び溶接部の検査機器に関する資料等)

(イ) その他タンクに関し必要な資料

(6) 地下タンク貯蔵所

ア タンク容量計算書

イ 浮力計算書

ウ 地耐力計算書

エ 支柱強度計算書

オ タンク埋設図

(7) 移動タンク貯蔵所設置許可申請書 (H. 9. 3. 26 消防危第33号通知)

移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備に関する図面は、次に掲げるものとする。

なお、ア及びイに掲げる図面以外の図面の添付は要しないものであること。ただし、新たに特殊な構造又は設備を設置することとなる移動タンク貯蔵所に係るア及びイに掲げる図面以外の当該特殊な構造又は設備の図書の添付の要否については、統一性を図る必要があるので、消防局予防課に確認すること。

ア 移動タンク貯蔵所 (危令第15 条第1 項)

次に掲げるもののうち、該当するものとする。

(ア) 配置図

(イ) 外観三面図

(ウ) タンク構造図

(エ) 配管概要図

(オ) 安全装置構造図

(カ) 可燃性蒸気回収設備概要図

(キ) 側面枠取付図

(ク) 側面枠構造図

(ケ) 防護枠取付構造図

(コ) 底弁及び閉鎖装置構造図

(ク) 電気設備概要図

(シ) 注入ホース構造図

(ス) 静電気除去装置構造図

## イ 積載式移動タンク貯蔵所（危令第15条第2項）

前イに定めるもののほか、次に掲げるものとする。

- (ア) 箱枠構造図
- (イ) 緊結装置構造図

ウ 移動タンク貯蔵所の各図面の記載要領は、次のエからツによること。なお、次の表に掲げるものは許可の審査に当たって特段必要としないものであるので図面の添付及び図面上への記載は必要としないこと。

## 審査を必要とせず、図示等を必要としない設備

項目	設備名
車両に係る設備	タイヤキャリヤ、燃料タンク、ランプ類（路肩灯、作業灯、車幅灯）、反射鏡（リヤアンダーミラー等）、方向指示器、バッテリー、ナンバープレート、車両操作レバー等
付属設備	工具箱、ランニングボード、防護枠水抜き管（ホース）、はしご、衝突防止反射板、「毒」等の標識、配管固定金具（※）等

※ 配管固定金具について、図示等は不要であるが、第2章第8節2(11)「外部からの衝撃による底弁の損傷を防止するための措置」に記載のとおり吐出口付近の配管は固定措置を講じる必要があるので留意すること。

## エ 配置図

配置図は、敷地内及び敷地の周囲の状況が判断できる平面図とし、常置場所を図示するとともに、常置場所の周囲の状況が明記されていること。また、建築物の1階に常置する場合は、当該建築物の構造を図示するとともに建築物の構造部の材料を付記すること。

ただし、常置場所が敷地内の中央等にあり明らかに敷地外から影響を受けない場合は、敷地内のみを図示した平面図とすることができる。

## オ 外観三面図

- (ア) 外観三面図は、平面図、側面図(左側)及び後面図とすること。
- (イ) 図面の縮尺は、1/50から1/20までとすること。
- (ウ) 図面には、次に掲げる寸法を記載すること。
  - a 車両の全長、全高及び全幅
  - b 20kLを超えるものの車両の最外側、タンクの最外側、タンク後部最外側と後部緩衝装置との距離（300mm以上が確認できるものでも可）
- (エ) 図面には、次に掲げるものの名称を図示すること。
  - a 共通

- ・ 注入口、安全装置、可燃性蒸気回収設備、底弁ハンドル、検尺口、吐出口、接地導線、不活性ガス配管・封入口（材質を付記すること。）及び後部緩衝装置
- ・ 緊急レバー及び緊急レバー表示
- ・ 「危」の標識
- ・ 危険物の類、品名及び最大数量の表示（表示位置を図示すること。）
- ・ 消火器

【ホース収納装置を有する移動タンク貯蔵所の場合】

- ・ ホース収納装置（ホースボックスを含む。）の取付け位置

【ボトムローディング注入方式の設備を有する移動タンク貯蔵所の場合】

- ・ レベルセンサー、電気配線配管、配管保護枠及び発信器接続コネクタ

【エアードン底弁を有する移動タンク貯蔵所の場合】

- ・ エアータンク、プロテクションバルブ及びコントロールボックス

b 積載式移動タンク貯蔵所

- ・ 箱枠及び緊締金具等
- ・ 行政庁名等の表示

(オ) 外観三面図に記載を要しないもの

キャブの詳細、底弁、配管、配管系統図、流量計、切換弁、間仕切板、防波板、タンクの材質・板厚、計器関係

カ タンク構造図

(ア) タンク構造図（タンク本体のみとし、サブフレーム、ホースボックス、当て板、ステー等は除く。）は、平面図、側面図の断面図及び後面図とすること。

(イ) 図面の縮尺は、1/50から1/20 までとすること。

(ウ) 図面には、次に掲げる寸法を記載すること。

- a タンク内測寸法、タンク室寸法（間仕切板間又は間仕切板と鏡板との間）等
- b 鏡板張出し寸法、防波板寸法等
- c マンホール及び底弁フランジ取付寸法

(エ) 図面には、次に掲げるものの名称を図示すること。

a 共通

- ・ タンク胴板、鏡板及び間仕切板
- ・ 防波板及び防波板支柱
- ・ マンホール及び底弁フランジ
- ・ 側面枠及び防護枠
- ・ タンク検査済証取付座（外観三面図に図示することによることもできるこの場合は当該図面への図示は要しない。）

- b 積載式移動タンク貯蔵所
- ・ 許可行政庁及び設置の許可番号の表示（外観三面図に図示することによることもできる。この場合は当該図面への図示は要しない。）
- (オ) 図面には、次に掲げる事項を記載すること。
- a 内容積の計算  
容積は、リットル単位とし、小数点第1位を四捨五入すること。
  - b 空間容積比の計算  
容積比は、パーセントで示し、小数点第2位を四捨五入すること。なお、各室毎の空間容積についても記載すること。
  - c 防波板面積比の計算  
面積比は、パーセントで示し、小数点第2位を四捨五入すること。
  - d 主要構造部名  
主要構造部名は、別に欄を設け、主要構造部の名称、個数、材質、板厚等を記載すること。
  - e タンク前後方向  
タンク構造図には、前後方向を矢印で示すこと。
  - f タンク胴板と鏡板との溶接方法を図示すること。
- 【積載式移動タンク貯蔵所の場合】**
- g 積載式移動タンク貯蔵所にあつては、移動貯蔵タンク荷重（移動貯蔵タンク、附属装置及び箱枠の自重、貯蔵する危険物の重量等の荷重をいう。以下同じ。）及びその計算式を記載すること。（箱枠構造図に記載する場合は、当該図面への記載を要しない。）
  - h 積載式移動タンク貯蔵所のうち箱枠構造以外のものにあつては、危則第24条の5第4項第1号に規定する積替え時に移動貯蔵タンクの荷重によって生ずる応力及び変形に対して、安全なものであることを示す強度計算式を記載すること。又は、安全であることが確認できる強度試験結果書を添付すること。
- キ 配管概要図
- (ア) 配管概要図は、平面の概要図とすること。なお、図面には、材質、寸法、固定金具の位置等の記入を必要としないこと。
  - (イ) 図面には、次に掲げるものの名称を図示すること。
    - a 弁類（吐出弁、底弁、バイパス弁、切換弁、制御弁等）及び吐出口
    - b ポンプ
    - c 底弁閉鎖装置のレバー及びロッド
    - d フレキシブルジョイント、ビクトリックジョイント等の特殊な継手
    - e 流量計

## f 油種確認等の特殊な結合金具等

- (ウ) 図面には、車両の前方向を矢印で示すこと。
- (エ) 配管により底弁の損傷を防止するための措置をするものは、その方法を図示すること。なお、前記(イ) d の特殊な継手（フレキシブルジョイント、ビクトリックジョイントを除く。）で、かつ、配管以外の方法による場合又は f に掲げる結合金具等を設ける場合には、別にその資料を添付すること。

## 【ボトムローディング注入方式の設備を有する移動タンク貯蔵所の場合】

- (オ) 余白に最大常用圧力、配管水圧試験圧力及び配管水圧試験実施の旨を記載すること。

## ク 安全装置構造図

- (ア) 安全装置構造図は、断面図とすること。
- (イ) 図面には、主要構造部の名称、材質並びに安全装置の外径、高さ及び弁の孔径、リフトの高さを記載すること。
- (ウ) 安全弁の有効吹き出し面積の計算式を記載し、小数点第 2 位を四捨五入すること。

## ケ 可燃性蒸気回収設備概要図

- (ア) 可燃性蒸気回収設備概要図は、配管図及び断面図とし、主要構造部の名称を記載すること。
- (イ) 図面の余白には、主要構造部材名及び材質を記載すること。

## コ 側面枠取付図

- (ア) 側面枠取付図は、移動タンク貯蔵所の後部立面図とし、最外側線、接地角度、取付角度及び移動貯蔵タンクに貯蔵最大数量の危険物を貯蔵した状態における当該移動タンク貯蔵所の重心点（以下「重心高」という。）を記載すること。
- (イ) 図面の余白には、重心高の計算を記載すること。なお、比重の異なる危険物を取り扱う移動タンク貯蔵所の重心高の計算は、積載する危険物の最大積載重量となる値によること。

## サ 側面枠構造図

- (ア) 側面枠構造図は、平面図、側面図、後面図及び断面図とし、主要構造部の名称及び主要寸法を記載すること。
- (イ) 図面の余白には、形鋼による場合の側面枠補強板及び前後部それぞれのタンク端から側面枠までの距離を記載するとともに、保温（冷）等を行う場合には、取付座、補強部材、締付けボルト、断熱材、被覆板等の名称、材質、板厚及び寸法を記載すること。

## シ 防護枠取付構造図

- (ア) 防護枠取付構造図は、マンホール、底弁ハンドル、注入口、注入口ハンドル、安全装置、可燃性蒸気回収設備等の附属装置と防護枠との関連を明らかにした防護枠取付

箇所の断面図とすること。

- (イ) 図面には、主要構造部の名称並びに防護枠の寸法及び附属装置の頂部と防護枠との高さの差のうち、その差の最も小さい箇所の寸法（50mm以上が確認できるものでも可）を記載すること。
- (ウ) 図面の余白には、マンホールのふた、注入口のふたの材質及び板厚を記載するとともに、保温（冷）等を行う場合には、取付座、補強部材、締付けボルト、断熱材、被覆板等の名称、材質、板厚及び寸法を記載すること。

#### ス 底弁及び閉鎖装置構造図

- (ア) 底弁及び閉鎖装置構造図は、断面図とし、主要構造部の名称を記載すること。
- (イ) 図面には、底弁及び開閉装置の作動説明図（エアー底弁については、エアー制御系統を含む。）を併記し、作動要領を簡明に記載すること。
- (ウ) 図面には、緊急レバーの長さを記載すること。

#### セ 電気設備概要図

- (ア) 電気設備概要図は、原則として可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所で使用されるモーター、スイッチ、照明機器、レベルセンサー等の電気設備の取付位置図及び個々の外観図とする。
- (イ) 図面には、主要構造部の名称及び可燃性蒸気に引火しない構造の規格等があるものについては、それを記載すること。ただし、別に添付することもできる。
- (ウ) ボトムローディング注入方式の設備及び混油防止装置を有する移動タンク貯蔵所には、センサー、発信機能等の機能説明図を付記し、機能概要を簡明に記載すること。

#### ソ 注入ホース構造図

- (ア) 注入ホース構造図は、注入ホース（ノズル、ホース収納装置を有する移動タンク貯蔵所には、ホース収納装置（ホースボックスを除く。）、ノズルを含む。）の断面図とし、主要構造部の名称を記載すること。
- (イ) 図面の余白には、主要構造部材名及び材質を記載すること。
- (ウ) 静電気に対して導電性を有するものは、その主要構造等を明記すること。

#### タ 静電気除去装置構造図

- (ア) 静電気除去装置構造図は、断面図とし、主要構造部の名称及び主要寸法を記載すること。
- (イ) 図面の余白には、主要構造部材名及び材質を記載すること。

#### 【積載式移動タンク貯蔵所の場合】

#### チ 箱枠構造図

- (ア) 箱枠構造図は、平面図、正面図、側面図及びタンク取付図とし、箱枠部材の名称、材質、1組分の所要数及び寸法等を記載すること。

- (イ) タンク取付図には、付属装置の頂部と箱枠の最外側との寸法の差のうち、その差の最も小さい箇所の寸法（50mm以上が確認できるものでも可）を記載すること。
- (ウ) 図面の余白には、主要構造部材名、材質及び異径継手の材質を記載すること。なお、異径継手の口径、形状等の図面及び記載は要しない。
- (エ) 図面には、次の事項が確認できる強度計算書又は強度試験結果書を添付すること。
  - a 移動貯蔵タンクの移動方向に平行のもの及び垂直のものにあつては、移動貯蔵タンク荷重の2倍以上、移動貯蔵タンクの移動方向に直角のものにあつては、移動貯蔵タンク荷重以上の荷重に耐えることができる強度を有していること。
  - b 積替え時に移動貯蔵タンク荷重によって生ずる応力及び変形に対して安全なものであること。

#### ツ 緊結装置構造図

- (ア) 緊結装置に緊締金具及びすみ金具を用いる場合の緊結装置構造図は、次のとおりとすること。ただし、緊締金具及びすみ金具が日本産業規格（以下「JIS」という。）により造られたものであつて移動貯蔵タンク荷重がJISにおける最大総重量を超えないものは、強度計算書の添付は要しないこととして差し支えないこと。
  - a 緊締金具の構造図
    - 緊締金具の構造図は、平面図、正面図及び右又は左側面図とし、強度計算書を添付すること。
  - b すみ金具の構造図
    - すみ金具の構造図は、平面図、正面図及び右又は左側面図とし、強度計算書を添付すること。
- (イ) 緊結装置にUボルトを用いる場合の緊結装置構造図は、タンクの緊結状態を示す平面図及び正面図又は側面図とし、強度計算書を添付すること。
  - なお、図面は、緊結時の構造が明らかなものとする。

#### (8) 給油取扱所（H. 18. 5. 10 消防危第113号通知）

- ア 固定注油設備によって移動タンクに注入する給油取扱所にあつては、施設の全体配置図（危則第4条第2項第3号関係）に想定される移動タンク貯蔵所等の大きさを破線により図示すること。
- イ 周囲の塀又は壁について、危告示第4条の52を満足するために高さを2m以上にするなどの措置を講じた場合、事業所全体配置図及び製造所等の周囲の状況図（危則第4条第2項第2号関係）にその部分を図示すること。
  - また、周囲の塀又は壁に「はめごろし戸」を設ける場合にあつては、施設の全体配置図（危則第4条第2項第3号関係）に対象となる「はめごろし戸」の設置位置を図示するとともに、輻射熱の低減性能を見込んだ網入りガラス等を設ける場合には、当該性能を証明する書類を添付すること。



#### 4 許可申請書等の記載方法等

許可申請書等に記載する事項及びその他必要な事項は、次によること。

(1) 製造所等（移送取扱所を除く。）の許可申請書

ア 申請者は、設置者と同一であること。ただし、設置者から委任を受けた場合は、設置者以外の者が申請することができる。この場合は、委任状を添付すること。

イ 設置者が、法人の場合は、本社の所在地、名称及び代表者の職、氏名を記載すること。

なお、設置者は施設の処分権及び変更権を有するものとし、一般の事業所の場合、原則は本社の代表者がそれに該当する。

ウ 設置場所は、製造所等が設置される場所(地番)を記入すること。

なお、地番が確定していない場合は、「〇〇町××番地地先」と記載すること。

移動タンク貯蔵所については、常置場所を記載すること。

エ 防火地域別は、都市計画法第8条第1項第5号の規定により、「防火地域」、「準防火地域」、「22条地域」の別を、用途地域は、都市計画法第8条第1項第1号の規定による区分を記載し、防火地域又は用途地域が指定されていない設置場所は、「指定なし」と記載すること。

オ 移動タンク貯蔵所の「設置の許可年月日及び許可番号」欄には、姫路市消防局の管轄外から転入してきたものを変更する申請については、同管轄内に転入した際の許可年月日及び許可番号を記載すること。

なお、同管轄内に転入する際に申請する変更許可申請書の「設置の許可年月日及び許可番号」欄には、転入前の管轄内で設置された場合は設置の許可年月日及び許可番号を、それ以外の場合は、転入前の管轄内に転入した際の許可年月日及び許可番号を記載すること。

カ 製造所等の別は、「製造所」、「貯蔵所」又は「取扱所」の別を記載すること。

キ 貯蔵所又は取扱所の区分は、施設区分を記載し、細区分のあるものについては、細区分を併せて記載すること。

ク 危険物の品名の記載は、次によること。

(ア) 法令で定められた品名のほかに、化学名又は通称名（一般名）を記載すること。

その他詳細は、別紙に記載し添付すること。

(イ) 貯蔵又は取り扱う危険物が多数の場合は、「別紙」と記載し、当該内容等を別紙に記載すること。

ケ 指定数量の倍数の数値は、単独の場合は小数第2位を切り捨てること。また、複数の場合は、それぞれ品名別に小数点以下の数値を出し、その合計したものを単独の場合に準じて切り捨てること。

コ 変更内容及び変更理由は、次によること。(H13.3.29消防危第39号通知)

- (ア) 「変更の内容等」は、当該申請書に記載しきれない場合、別紙にて工事理由書等として添付すること
- (イ) 記載事項は、変更の内容等の確認ができる最小限のものにとどめ、詳細な記載は要さないこと。
- サ 着工予定期日は、「許可後〇〇日」又は年月日を、完成予定期日は、「着工後〇〇日」又は年月日を記載すること。
- シ 申請書類の訂正等は、訂正者名を記名するか、委任状に受任者の押印がある場合には受任者の印鑑を押印することで対応すること。
- ス 製造所等の施設名又はタンク番号等がある場合には、様式右下欄外等に記載しておくこと。
- (2) 移送取扱所の許可申請書
- ア 起点又は終点は、所在地、事業所名を併記すること。この場合、起点又は終点が複数のときは、主たる起点又は終点（配管延長が最大となるもの。）を記載し、詳細については、別紙に記載し添付すること。
- イ 経過地は、配管が設置される主たる地名（主たる道路、河川又は海）を記載すること。
- ウ 配管の延長は、配管長さの合計ではなく、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のものを記載すること。
- エ 危険物の移送量は、類、品名が多数にわたる場合、1日において取り扱い得る最大移送量を記載し、詳細については別紙に記載し添付すること。
- オ ポンプの種類等は、それぞれの項目に記載し、複数のポンプを設置する場合、主たるポンプ（移送量が最大のもの。）を記載し、その他のポンプは、主たるポンプを含め別紙に記載し添付すること。
- カ 配管の条数が複数ある場合は、起点、経過地、終点、品名（化学名又は通称名）、移送量、配管（延長、外径、材質、厚さ）、ポンプ機番、最大常用圧力等を記載した一覧表を添付すること。
- キ 変更後の欄及び変更の理由の欄は、変更する部分のみを記載し、変更しない部分は、空欄等とすること。
- ク その他、前記(1)の例により記載すること。
- (3) 委任状
- ア 申請者が代理人を定めたときは、委任状を添付すること。
- イ 委任状の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ウ 委任状の型式及び内容は、記載例のように内容が明確にされていること。
- エ 委任状は、許可申請書の1部に添付し、他の1部には当該委任状の写しを添付すること。

- オ 委任者は委任状に署名又は記名押印すること。
- カ 受任者の押印は必ずしも必要ではないが、書類の訂正を受任者の印鑑で行う場合は委任状に受任者の印鑑を押印すること。

【委任状記載例】

委 任 状

私は、姫路市〇〇町〇番〇号〇〇株式会社〇〇〇姫路 太郎を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

1 委任する物件

姫路市〇〇町〇〇番〇〇号 危険物給油取扱所

2 委任する権限

- (1) 危険物の規制に関する法令の規定による設置（変更）許可、完成検査前検査及び完成検査の申請に関する手続きに関すること。
- (2) 計画の変更に伴う申請書類の訂正に関すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号  
氏名 株式会社〇〇取締役社長 消防 花子

## (4) 製造所等構造設備明細書の記入方法

## ア 製造所・一般取扱所

- (ア) 事業の概要は、事業所の概要のほか、施設の設置目的又は用途等の概要を記載すること。
- (イ) 製造所（一般取扱所）の敷地面積は、当該施設の規制されるエリアの面積（保有空地の面積を除く。）を記載すること。
- (ロ) 建築物が2棟以上ある場合は、主たる建築物について建築物の構造欄に記載し、その他の建築物は別紙に記載し添付すること。
- (ハ) 壁、床、柱、はり、屋根及び階段は、その構造を記載し、窓及び出入口については、特定防火設備又は防火設備の別を記載すること。
- (ニ) 建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合は、次によること。
  - a 「建築物の構造」欄は、製造所（一般取扱所）が存する部分について記載するものとし、複数階にわたる場合にあっては、次の点に留意して記載すること。
    - (a) 「階数」欄には、製造所（一般取扱所）が存する階を列挙すること。
    - (b) 「建築面積」欄には、最大階の建築面積を記載すること。
    - (c) 「延べ面積」欄には、規制部分の床面積の合計を記載すること。
    - (d) その他の欄については、それぞれの欄ごとに代表的な構造を記載すること。
  - b 「建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造」欄は、当該建築物全体の構造について記載するものとし、「建築物の構造概要」欄には、主要構造部の構造を記載すること。
- (ホ) 製造（取扱）設備の概要は、主要機器の種別、基数等について記載すること。
- (ヘ) 20号タンクの概要は、タンク番号（名称）、容量及び基数を記載すること。
- (ヘ) 配管については、材質と外面防食措置又は防食塗装について記載すること。
- (コ) 加圧設備、加熱設備及び乾燥設備については、危険物を加圧、加熱又は乾燥する設備について記載すること。
- (ク) 貯留設備の欄は、油分離装置又は貯留設備の区分を記載すること。
- (ケ) 換気、排出の設備は、その種別（名称）、個数等について記載すること。
- (ケ) 静電気除去設備は、接地工事、静電気除去装置等その種類について記載すること。
- (セ) 電気設備は、配線方法及び防爆構造等の種類について記載すること。
- (セ) 避雷設備は、JIS A 4201 による受雷部システム（回転球体法、保護角法、メッシュ法）及び保護レベルについて記載すること。
- (ソ) 警報設備は、自動火災報知設備、加入電話、非常ベル等その種類等について記載すること。
- (タ) 消火設備は、危令別表の区分、基数について記載すること。
- (チ) 工事請負者が多数の場合は、主たる工事請負者を記載すること。

なお、工事請負者が申請時に未定のときは、未定と記載し、決定次第記載すること。

- (ツ) 20号タンクは、それぞれについて構造設備明細書を添付すること。  
ただし、型式、容量その他すべてが同一の20号タンクについては、一の構造設備明細書で兼ねることができる。
- (テ) 20号タンクについては、それぞれの区分の構造設備明細書の記載例に準じて記載すること。
- (ト) 20号タンクの構造設備明細書の欄外右上部にタンク名称と危険物の品名を記載すること。

#### イ 屋内貯蔵所

- (ア) 架台の構造は、材質等について記載すること。
- (イ) 採光、照明は、防火設備（網入りガラス）や照明設備の個数等について記載すること。
- (ウ) 通風、冷房装置等の設備は、種類個数等を記載すること。
- (エ) その他、製造所・一般取扱所の例によること。

#### ウ 屋外タンク貯蔵所・屋内タンク貯蔵所

- (ア) 基礎据付方法の概要は、基礎・地盤の工法、構造及びタンクの据付方法並びに底板を基礎に接して設けるタンクについては、底板外面の腐食防止措置等を記載すること。
- (イ) タンクの構造(形状、寸法、材質・板厚、容量)は、資料編「屋外貯蔵タンクの高さ等の算定方法」及び「タンクの構造の記載要領」によること。
- (ウ) 常圧、加圧の別は、常圧タンクにあつては、「常圧」、加圧タンクにあつては、「加圧」とし、最大常用圧力を括弧内に記載すること。
- (エ) 通気管は、その種別（無弁通気管又は大気弁付通気管の別）、数、内径又は作動圧を記載すること。
- (オ) 安全装置は、その種類（安全弁、破裂板等）、数及び作動圧力を記載すること。
- (カ) 液量表示装置は、液面計の形式（フロート式、透視式、差圧式等）及び数等を記載すること。
- (キ) 不活性気体の封入設備は、不活性気体の種類(N<sub>2</sub>、Mガス等)及び圧力等を記載すること。
- (ク) タンク保温材は、その材質及び厚さ等を記載すること。  
なお、保冷タンクにあつても同様に記載すること。
- (ケ) 注入口の位置は、遠方注入口を有するものについて記載するものとする。
- (コ) 防油堤の構造は、鉄筋コンクリート造、盛土造の別並びに高さ、壁厚、盛土造の場合は天端幅、法面勾配及び法面保護の方法を記載すること。

容量は、危告示第4条の2で定められた計算方法により算出した容量を記載すること。

排水設備は、水抜口に設ける弁等の種別を記載すること。

- (サ) 防油堤内に設ける仕切堤又は防油堤を結ぶ連結工は、その内容を「防油堤の構造」の欄に記載すること。
- (シ) ポンプ設備の概要は、付属ポンプの種類、基数及びポンプ室の有無等について記載すること。
- (ス) 配管は、口径、材質、接合方法及びバルブの材質並びに耐震措置及び防食措置について記載すること。
- (セ) 消火設備は、第3種の消火設備を設ける場合は、放出口又は放射ノズルの型式及び数を記載すること。
- (ソ) タンクの加熱設備は、種類等を記載すること。なお、保冷タンクについても同様とする。

#### エ 地下タンク貯蔵所

- (ア) タンクの外面保護は、使用する材料及び施工方法について記載すること。
- (イ) 危険物の漏れ検知設備は、漏洩検知管のサイズ及び個数について記載し、漏れ防止構造の概要は、地下貯蔵タンクの防水措置（15cm以上のコンクリート被覆）について記載すること。
- (ウ) 可燃性蒸気回収設備は、その有無を○で囲み、その方式を記載すること。
- (エ) タンク室の概要は、タンク室の壁、底及びふたの構造並びに防水の措置について記載すること。
- (オ) タンク室以外の基礎、固定方法の概要は、基礎コンクリート造の厚さ、固定バンド及びアンカーボルト等について記載すること。
- (カ) 注入口の位置は、直上注入口、又は遠方注入口の別を記載すること。
- (キ) 配管は、屋外タンク貯蔵所の例によるほか、連結部に設ける点検箱の設置状況を記載すること。
- (ク) 消火設備は、種別、個数を記載すること。
- (ケ) その他、製造所・一般取扱所、屋外タンク貯蔵所及び屋内タンク貯蔵所の例によること。

#### オ 簡易タンク貯蔵所

- (ア) 給油、注油設備は、給油取扱所の例により記載すること。
- (イ) 固定方法は、固定方法の概要を記載すること。
- (ウ) その他、製造所・一般取扱所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び地下タンク貯蔵所の例によること。

#### カ 移動タンク貯蔵所（H. 9. 3. 26 消防危第33号通知）

危則別記様式第4のトに定める移動タンク貯蔵所構造設備明細書は、次の要領により記載すること。

(ア) 車名及び型式の欄

- a 車名は、シャーシメーカーの名称及び型式を記載すること。
- b 型式は、単一車若しくは被牽引車及び積載式若しくは積載式以外の別を記載すること。

(イ) 製造事業所名の欄

移動タンク貯蔵所を製造した事業者名を記載すること。

(ウ) 危険物の欄

- a 類別の項及び品名の項には、それぞれ貯蔵する危険物の類別及び品名を記載するが、2以上の品名の危険物を貯蔵するものにあつては、当該2以上の品名を記載すること。ただし、品名が多数となり、当該欄に記載しきれない場合は、別紙とすることができる。
- b 化学名の項は、貯蔵する危険物の化学名を記入すること。ただし、ガソリン等石油製品のように通常化学名が用いられない物品にあつては、通常用いられる名称を記載すること。

(エ) タンク諸元の欄

- a 断面形状の項は、移動貯蔵タンクの移動方向に直角の断面の形状について、「楕円形」、「円形」、「角形」、「特殊形状」等と記載すること。
- b 内側寸法の項は、楕円形及び特殊形状のタンクにあつては、その長径を幅とし、短径を高さとして記載し、また円形のタンクにあつては、その直径を幅及び高さとして記載すること。
- c 最大容量の項は、タンクの内容積から空間容積を差引いた容積を記載すること。
- d タンク室の容量の項は、車両の移動方向の前方からタンク室に順番号を付して各タンク室毎の容量を記載すること。
- e 材料の項の材質記号は、タンクの材質がJISに規定されているものにあつては、JIS記号を、それ以外のものにあつては、通常用いられている記号を記載すること。

また、材料の項の引張り強さは、当該材質の公称の値を記載すること。

なお、「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」(S.48.3.12 消防予第45号通知)により、引張り強さ等の強度計算を要する材料を用いる場合にあつては、当該材質の伸びの値についても記載すること。

- f 板厚については、規格値又は呼び板厚を記載すること。

(オ) 防波板の欄



- a 材料及び板厚の項は、前記(エ) e 及び f に準じて記載すること。
- b 面積比の項は、車両の移動方向の前方からタンク室に順番号を付して、タンク室の移動方向の最大断面積に対する防波板の面積の占める割合を記載すること。  
なお、面積比の数値は、小数第2位を四捨五入すること。
- (カ) タンクの最大常用圧力の欄  
タンクの最大常用圧力が20kPa 以下のタンクにあつては、「20kPa以下」と記載し、20kPaを超えるタンクにあつては、最大常用圧力の数値を記載すること。
- (キ) 安全装置の欄
  - a 作動圧力の項は、安全装置の作動圧力を「 $○○ < P \leq ○○$ 」の範囲として記載すること。
  - b 有効吹き出し面積の項は、車両の移動方向の前方からタンク室に順番号を付して、各室の有効吹き出し面積を記載すること。
- (ク) 側面枠の欄
  - a 材料及び板厚の項は、前記(エ) e 及び f に準じて記載すること。
  - b 取付角度の項は、貯蔵最大数量の危険物を貯蔵した状態における当該移動タンク貯蔵所の重心点と当該側面枠の最外側とを結ぶ直線と当該重心点から最外側線に下ろした垂線とのなす角度を記載すること。
  - c 接地角度の項は、側面枠の最外側と移動タンク貯蔵所の最外側とを結ぶ直線と地盤面とのなす角度を記載すること。
  - d 当て板の材料及び板厚の項は、前記(エ) e 及び f に準じて記載すること。
- (ケ) 防護枠の欄  
材料及び板厚の項は、前記(エ) e 及び f に準じて記載すること。
- (コ) 閉鎖装置の欄  
装置の有無を○印によって囲むこと。
- (カ) 吐出口の位置の欄  
吐出口の該当する取付位置を○印によって囲むこと。
- (シ) レバーの位置の欄  
レバーの該当する取付位置を○印によって囲むこと。
- (ス) 底弁損傷防止方法の欄  
配管による方法又は緩衝継手による方法等底弁の損傷を防止する方法を、その方法に応じて「配管」、「緩衝継手」、「配管及び緩衝継手」等と記載すること。  
なお、緩衝継手については、ビクトリックジョイント等の継手名称とすることもできる。
- (セ) 接地導線の欄  
接地導線の有無を○印によって囲むこと。なお、有の場合は、その長さを記入す

ること。

(ウ) 緊結装置の欄

当該欄は、積載式移動タンク貯蔵所に限り、記載すること。なお、積載式移動タンク貯蔵所以外のものにあつては、当該記入欄に斜線又は一を引き空欄としないこと。

- a 緊締金具（すみ金具）の項は、有無を○印によって囲むこと。
- b Uボルトの材質記号及び引張り強さの項は、上記(エ) e に準じて記載し、Uボルトの直径及び本数の項は、直径はネジ山の谷径を、本数はUボルトの個数を記載すること。

(ク) 箱枠の欄

上記(エ) e に準じて記載すること。

(カ) 消火器の欄

- a 薬剤の種類は、消火薬剤の種類を「消火粉末」、「二酸化炭素」等と記載すること。
- b 薬剤量の項は、1の消火器の薬剤の量を薬剤の種類ごとに記載すること。この場合、同種類の薬剤で1の消火器の消火薬剤量が異なるときは、それぞれ別の欄にその量を記載すること。
- c 個数の項は、消火器の個数を薬剤の種類及び薬剤量の項の記載内容に合わせて記載すること。

(キ) 可燃性蒸気回収設備の欄

可燃性蒸気回収設備の有無を○印によって囲むこと。

(ケ) 備考の欄

保温又は保冷装置を設ける等特殊な構造又は不燃性ガス封入等の設備を有する移動タンク貯蔵所にあつては、その旨及び最大積載重量を記載すること。

キ 屋外貯蔵所

- (ア) 区画内面積は、屋外貯蔵所として危険物を貯蔵するために区画する部分の面積を記載すること。

なお、塊状の硫黄を貯蔵する場合で、2以上の囲いを設けるものにあつては、それぞれの囲いの面積及び貯蔵面積を併記すること。

- (イ) さく等の構造は、区画を明確にするために使用する囲いの材料、高さ及び構造等について記載すること。

なお、塊状の硫黄を貯蔵するものにあつては、シートの固着装置の設置間隔及び固着方法等を併記すること。

- (ウ) 地盤面の状況は、地盤面の構造、周囲の地盤との高低差又は排水溝の形状等について記載すること。

なお、塊状の硫黄を貯蔵するものにあつては、分離槽の構造について記載すること。

- (エ) 架台の構造は、材質、高さ、固定方法及び落下防止措置等について記載すること。
- (オ) その他、製造所・一般取扱所の例によること。

#### ク 給油取扱所

- (ア) 給油取扱所の敷地面積は、給油取扱所として規制される部分の敷地面積を記載すること。
- (イ) 給油空地の欄について、間口、奥行は、給油空地の間口、奥行の距離を記載すること。
- (ウ) 「注油空地」欄で「有」を選択した場合は、「容器詰替」又は「移動貯蔵タンクに注入」（移動タンクに注入する場合を含む。）のうち該当するものに印を付けること（いずれの取扱いも行われる場合は両方に印を付けること）。（H18.5.10 消防危第113号通知）
- (エ) 建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造欄及び建築物の用途別面積欄の記入要領については、次によること。
  - a 建築面積の項は、建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築面積を記入すること。  
 なお、キャノピーも建築物であるため、当該面積に算入すること。
  - b 水平投影面積の項は、キャノピー、事務所の軒、ひさし等の水平投影面積も加算する。ルーバー、はり及びアーチ類等についても原則として算入することとする。
  - c 1号～5号の用途の項は、第2章第10節給油取扱所4(12)によること。
- (オ) 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造の欄は、製造所・一般取扱所の記載例によること。
- (カ) 「周囲の塀又は壁」欄の「高さ」については、最大となる箇所の高さを記入すること。
- (キ) 固定給油設備の欄については、次によること。
  - a 型式は、メーカー名及びホース長さを併記すること。
  - b 数は、設置される固定給油設備の型式ごとの設置数を記載すること。
  - c 道路境界線からの間隔は、道路境界線と直角に各固定給油設備の中心までの距離を記載すること。
  - d 敷地境界線からの間隔は、敷地境界線と各固定給油設備の中心までの最短距離を記載すること。
- (ク) 附随設備の概要は、危則第25条の5に定める自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検整備を行う設備及び混合燃料油調合器のほか、給油取扱所の業務を行うため設

置された機械設備及び数量等を記載すること。

- (ケ) 避難設備は、その種類等を記載すること。
- (ク) 事務所等その他火気使用設備は、建築物内におけるすべての火気使用設備の使用場所、種類及び個数を記載すること。
- (カ) 「滞留防止措置」及び「流出防止措置」欄については、明細書にあらかじめ明記されている措置以外の措置を設ける場合、当該措置の方法を（ ）内に記入すること。(H18.5.10 消防危第113号通知)
- (シ) タンク設備は、それぞれの区分ごとに、容量及び基数を記載すること。
- (ス) 可燃性蒸気回収設備については、その有無を○で囲むこと。
- (セ) その他、製造所・一般取扱所の例によること。

#### ケ 販売取扱所

- (ア) 建築物の構造は、販売取扱所を設ける建築物全体について記載すること。
- (イ) 店舗部分の構造は、販売取扱所として規制を受ける部分について記載すること。
- (ウ) 配合室は、その面積及び排出設備の種類、能力等の概要を記載すること。
- (エ) その他、製造所・一般取扱所の例によること。

#### コ 移送取扱所

- (ア) 配管の設置は、それぞれ該当の有無を○で囲むこと。
- (イ) 配管の諸元は、それぞれの項目について記載すること。  
なお、配管が2以上の条数となる場合は、別紙にそれぞれの内容を記載すること。  
この場合、「別紙」とのみ記載し、空欄としないこと。
- (ウ) 保安設備は、それぞれ該当する項目について記載すること。
- (エ) ポンプ設備は、該当するポンプについて記載すること。  
なお、ポンプが2以上設置されている場合は、別紙に必要な内容を記載すること。  
この場合、「別紙」とのみ記載し、空欄としないこと。
- (オ) その他、製造所・一般取扱所の例によること。

### 5 危険物許可申請の差替えについて

危険物施設に対する許可申請に対し、許可が与えられた場合において、その申請内容と違った内容の工事を行う場合は、原則その変更部分に対し、あらためて許可申請を行う必要があるが、軽微なものと判断したものについては、許可申請を要さず、許可済みの申請内容の資料を差し替えることによって対応することができる。

なお、軽微なものに関する判断は、資料編「危険物許可申請の差し替えについて」によること。

## 6 申請等の取下げ・許可の取消し

### (1) 申請等の取下げ

法に基づく各種申請に対して許可等の行政処分が下されるまでに、申請の内容を成立させる意思がなくなった場合は、申請等の取下願いを提出すること。

ア 取下げ願いにはその理由書を添付すること。

イ 手数料は返却しないものであること。

### (2) 許可の取消し

法に基づく各種申請に対して許可等の行政処分が下された後に、申請の内容を成立させる意思がなくなった場合は、申請の取消し願いを提出すること。

ア 取消し願いにはその理由書を添付すること。

イ 取消し願いが提出された場合は、現場の確認等必要に応じて現地調査を行うこと。

ウ 交付した許可証及び許可申請書の副本を返却すること。

エ 手数料は返却しないものであること。

## 7 建築基準法の用途地域との関係

建築基準法第 48 条（別表第 2、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 116 条及び第 130 条の 9）の規定により、用途地域によっては危険物の貯蔵、取扱量等に制限があるため、資料編「建築基準法との関係」に留意すること。

## 8 石油コンビナート等災害防止法の確認事項

第 1 種事業所（石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年 12 月 17 日法律第 84 号、以下「石災法」という。）第 5 条第 1 項に規定する第 1 種事業所に限る。）における製造所等の設置又は変更に関しては、以下のことに留意すること。

(1) 石災法第 5 条又は第 7 条に伴う新設等の届出に係る製造所等について、許可の申請があった場合は、当該届出が受理されてから 3 か月（期間が延長されたときはその期間）が経過する日（石災法第 8 条第 1 項による指示又は同条第 7 項に規定する通知があったときは、当該指示又は通知があった日）までは、当該許可をしてはならない。

(2) 施設地区の区分を十分考慮して許可すること。

(3) 製造施設地区に設置する製造所等は、いわゆるセットバックを考慮して許可すること。

(4) 配管の架台等、特定通路上に設置するものは、特定通路の妨げにならないように設置すること。